

別表2 第28条2項関係

1	慢性の腎臓疾患のため定期的に人工透析を受ける必要がある場合
2	おおむね1月以上の期間にわたり週1回以上の頻度によりB型肝炎及びC型肝炎に対するインターフェロン治療並びにこれに準ずる医療行為を受ける必要がある場合
3	おおむね1月以上の期間にわたり2週に1回以上の頻度によりがんに対する抗がん剤、放射線による治療及びこれに準ずる医療行為を受ける必要がある場合
4	上記1から3に準ずるもので、おおむね1か月以上の期間にわたり週に1回以上の頻度で治療を受ける必要がある場合